

## 中島村狩猟技術向上等支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、村内の鳥獣被害防止対策の担い手となる捕獲従事者を将来にわたって確保するため、狩猟免許を新規に取得した者に対して、当該事業に要する経費を予算の範囲内において補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、村内に居住する者のうち、別表第1に掲げる者であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 一般社団法人福島県猟友会白河支部中島分会の会員であること。
- (2) 本村の村税等に滞納がないこと。

### (補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、別表第1のとおりとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第1のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

### (補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中島村狩猟技術向上等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2の書類を添えて村長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、中島村狩猟技術向上等支援事業補助金交付決定通知（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 村長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、不適当と認めたときは、中島村狩猟技術向上等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

### (補助金の交付請求)

第7条 交付決定を受けた者は、中島村狩猟技術向上等支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

### (決定の取消)

第8条 村長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく村長の指示若しくは命令に違反したときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(補助金等の返還)

第9条 村長は、前条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、中島村狩猟技術向上等支援事業補助金返還命令書（様式第5号）により、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を村長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。ただし、当該財産の耐用年数を勘定して以下に定める期間を経過した場合は、この限りではない。

| 財産の種類        | 処分の制限を受ける期間 |
|--------------|-------------|
| 新規狩猟開始に係る必要品 | 5年          |

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第4条関係）

| 補助事業の名称          | 補助対象者            | 補助対象経費                                  | 補助金の額                                                    |
|------------------|------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 第一種銃猟免許新規取得者支援事業 | 新規に第一種銃猟免許を取得した者 | 鉄砲所持許可取得に係る経費（鉄砲所持許可取得に必要な射撃教習等の費用）     | 30,000円以内                                                |
| 新規狩猟者初期費用支援事業    | 新規免許取得者          | 新規狩猟開始に係る経費（免許取得から1年以内の必要品購入及び狩猟者団体入会費） | 補助対象経費の1／2以内かつ以下の上限【網・わな】40,000円以内【銃（第一種・第二種）】100,000円以内 |
| 銃猟初心者技術向上事業      | 新規に銃猟免許を取得した者    | 銃猟初心者の射撃練習に係る経費（免許取得から1年以内の射撃場練習費用）     | 補助対象経費の1／2以内かつ10,000円以内                                  |

別表第 2（第 5 条関係）

| 補助事業の名称          | 必用書類                                                                                                         |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共通提出書類           | <p>(1)取得した狩猟免許の写し</p> <p>(2)納税証明書（前年度分）</p> <p>(3)猟友会白河支部中島分会に入会したことを確認できる書類の写し</p> <p>(4)その他村長が必要と認める書類</p> |
| 第一種銃猟免許新規取得者支援事業 | <p>(1)銃砲所持許可取得のため、射撃場で教習射撃を受講した際の領収書の写し</p> <p>(2)鉄砲所持許可証の写し</p>                                             |
| 新規狩猟者初期費用支援事業    | <p>(1)銃、わな等の狩猟用具購入の領収書、猟友会入会費の領収書等の写し ※弾代、個人売買で取得した経費は対象外</p>                                                |
| 銃猟初心者技術向上事業      | <p>(1)免許取得から 1 年以内の射撃練習に係る射撃場利用等の領収書等の写し ※弾代は対象外</p> <p>(2)鉄砲所持許可証の写し</p>                                    |